

全国化粧品日用品卸連合会 主催 「消費税軽減税率対応に伴うEDI変更の説明会」 (東京・大阪) 開催

全国化粧品日用品卸連合会主催「消費税軽減税率対応に伴うEDI変更の説明会」が、2018年5月25日(金)東京会場(ベルサール三田)、5月29日(火)大阪会場(グランキューブ大阪)にて開催され、東京160名、大阪70名、あわせて230名の方が出席されました。

当日は、財務省から「消費税軽減税率制度の概要」と「事業者が知っておくべきポイント」について解説いただいた後、当社担当者より「軽減税率導入にあたっての業務影響」および「軽減税率制度EDIフォーマット対応」、「全銀TCP/IPからのインターネット手順の移行に関する説明」をしました。

2019年10月の消費税増税・軽減税率制度の導入に向けて、各企業においては、税率ごとの税額管理のための業務対応、システム対応の準備を進められていることと思います。当社は、EDIサービスや商品データベースについて、新たな税制に対応し、また、軽減税率対応に関するさまざまな情報の収集・提供を通して、化粧品日用品業界の業務効率化をサポートしてまいります。



軽減税率制度導入にあたって、業務への影響と対応方針

○インボイス対応は「請求鑑と仕入伝票で要件を満たす」が基本

2019年10月から、消費税が10%に引き上げられ、一部対象品目には8%の軽減税率が適用される。これにあわせて、請求書等の内容については2019年10月に区分記載請求書等保存方式が導入され、さらに2023年10月には適格請求書等保存方式(インボイス制度)へと移行する。度重なるシステム開発を避けるためにも、2019年10月の軽減税率制度の導入当初から、インボイス制度を前提としたシステム対応をとることが望ましい。

現在の化粧品日用品業界の請求業務を踏襲すると、メーカー・卸売業間のインボイス対応は「請求鑑と仕入伝票で要件を満たす」ほうが良い。メーカーは、日々の取引情報について都度、軽減税率対象商品がわかるように、税率ごとに仕入伝票を起票し、卸売業に送信する。締め日には、請求鑑に税率ごとの合計金額、適用税率、消費税額、適格請求書発行事業者の登録番号を記載することで、請求明細が伝票単位であっても、イ

ンボイス制度に対応した運用となる。この場合、保管対象は請求鑑と仕入伝票となる。

○基幹EDIと商品データベースの活用

適格請求書等の保存について、データの場合、電子帳簿保存法に準拠していれば問題ないことを財務省に確認した。基幹EDIを利用し、電子帳簿保存法に則ってデータ保管すれば、インボイス対応による伝票類の保管量の増加に悩まされずに済む。また、入力作業やチェック作業がなくなりミスも軽減できる。メーカー・卸売業各社には、この機会に基幹EDIを活用し、請求業務の効率化を図っていただきたい。

また、各商品の適用税率の受け渡し、確認については、作業負荷の軽減や登録ミス防止の観点から、業界商品データベースを活用することが望まれる。当社では、商品データベースの登録商品に関して、事前に各メーカーの軽減税率対象商品の情報をとりまとめ、卸売業に共有できるよう対応を検討している。税率登録の際には、メーカー各社にもご協力をお願いしたい。

軽減税率制度基幹EDIフォーマット対応

○プラネット基幹EDIの新仕様と必要な対応について

当社は、軽減税率・インボイス制度に対応した基幹EDIフォーマットの新仕様を、2019年6月にリリースする。新仕様では、消費税率、消費税率区分、請求元登録番号が、新たな情報として追加・変更される。

2019年6月(基幹EDI新仕様リリース)、2019年10月(消費税増税・軽減税率制度開始)、2023年10月(インボイス制度導入)という3つのタイミングにおいて、基幹EDIをご利用のユーザーの皆様にご対応いた

だきたいポイントを簡単にご案内する。軽減税率対象商品の取り扱いがない場合も、必ず影響の内容を確認のうえ、必要な対応をお願いしたい。

詳細資料：「EDIサポートツール」の「マニュアル・FAQ」内に「消費税軽減税率制度EDI対応資料」として「【参考資料】消費税軽減税率導入時のEDI運用について」「【仕様書】基幹EDI仕様書_消費税軽減税率制度対応分」を掲載しております。これらは「シングル・ポータル」からご覧いただけます。

表 | 消費税軽減税率・インボイス制度への対応

タイミング	内容	対象企業	
		基幹EDI新仕様対象データ種を利用しているユーザー様	
		軽減税率対象商品の取り扱いがないユーザー様 (メーカー・卸売業)	軽減税率対象商品の取り扱いがあるユーザー様 (メーカー・卸売業)
2019年6月 基幹EDI新仕様 リリース	<p>◆ 新仕様で項目追加・変更されたデータ種について、受信時やシステムへの取り込み時にシステムが止まらないようご確認ください。</p> <p>※フォーマットごとの項目追加方針 固定長：予備項目であるリザーブフィールドに新規項目が定義されます 可変長(TSV)：対象データの各ラインの後ろに新規項目のTAB情報が追加されます</p>	◎	◎
	<p>◆ 新仕様での基幹EDI運用について対応できるよう、基幹システムへの準備をお願いします。</p> <p>※新仕様でのEDI運用概要 ・発注、仕入データを税率ごとに伝票起票し、データへ税率情報設定する ・請求照合、支払照合データを税率ごとに作成する ・請求鑑データに税率ごとの取引金額と消費税額、税率を設定する ・請求鑑データに請求元登録番号を設定する</p>	△	◎
2019年10月 消費税増税・軽減 税率制度開始	<p>◆ 新仕様で基幹EDIの運用開始 ※先日付の発注データなどは、メーカー・卸売業間で調整の上、必要に応じて事前に新仕様で基幹EDIの運用を開始してください</p> <p>◆ 自社の商品マスタ税率情報のメンテナンス実施</p> <p>◆ メーカー・卸売業間での発注データ商品適用税率の確認運用を開始</p>	△	◎
2023年10月 インボイス制度 導入	<p>◆ 適格請求書発行事業者登録番号の取得、請求鑑データへの設定(2021年10月以降に税務署への申請が必要)</p> <p>◆ 請求鑑データのインボイス制度対応開始(取引金額、消費税額、税率の設定)</p> <p>◆ インボイス対象帳票(EDIデータ、紙伝票)の保管</p>	◎	◎

凡例：◎=必須 △=任意

インボイス制度については、現時点でまだ対応方法が明確でない部分があるため、今後も財務省、国税庁、税務署からの案内に注目し、適切な対応が取れるようにしてください。

消費税軽減税率制度、インボイス制度への対応について、ご不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社プラネット 消費税対応プロジェクト Tel : 03-5962-0811 E-mail : shouhizei@planet-van.co.jp